平成２６年（フ）第３３２号
大阪府泉佐野市中町２丁目３番45号
債務者　佐々木正已
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
大阪府岸和田市上野町東１番26―212号、前住所大阪府泉南市新家725番地の250
債務者　森　　妙子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目20番22号
債務者　松本　好雄
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
北海道空知郡上砂川町字上砂川３番地16　朝駒３条１丁目２番３―14号
債務者　成田美津江
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
北海道空知郡上砂川町字上砂川３番地16　朝駒３条１丁目２番３―14号
債務者　成田　正明
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
岩手県奥州市水沢区真城字町屋敷177番地
ディアス瀬和Ｃ―203号
債務者　小松　賢吾
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１９６号
静岡県沼津市西島町５番25号　ファーストハイツ403号
債務者　服部　明美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５６１号
大阪府柏原市旭ケ丘４―692　介護老人保健施設ローズウッド国分、住民票上の住所大阪府柏原市大字高井田450番地の１　ハイグレード高井田603号
債務者　村田　　靖
法定代理人成年後見人　新垣　尚美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
北海道美唄市西４条北４丁目１番４―47号
債務者　山口亜寿咲
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１３７号
静岡県富士市厚原564番地　パレスエンドウＢ―101号、前住所静岡県富士市松本85番地の５
債務者　竹島なおみ（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３５号
福岡県大牟田市大字三池544番地11　三池平の下県営住宅２棟204号
債務者　沼田テル子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３６号
福岡県大牟田市大字手鎌666番地５
債務者　江崎　理恵
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３８０号
熊本市中央区世安町286番地　株式会社三和タクシー内寮
債務者　藤本　哲児
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
福島県いわき市小名浜字古湊192番地
債務者　佐藤　和江
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１０３１号
名古屋市南区星崎１丁目108番地　タウニー星崎Ｂ棟101号
債務者　山口　政美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３６号
三重県四日市市富士町８番66号　ＦＯＢＯＳ―２・206
債務者　西野　吉将
1　決定年月日時　平成26年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係